

証券コード 6195
株式会社ホープ



HOPE INC.

第28回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2021年9月28日 (火曜日)
午前10時 (午前9時30分開場)

開催場所 福岡県福岡市中央区天神2丁目2-20
警固神社 神徳殿 1階 貴徳・東遊

決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 吸収分割契約承認の件

目次

| | |
|-----------|----|
| 株主総会招集ご通知 | 1 |
| 招集ご通知提供書面 | |
| 事業報告 | 2 |
| 計算書類 | 27 |
| 監査報告 | 52 |
| 株主総会参考書類 | 62 |

証券コード 6195
2021年9月13日

株 主 各 位

福岡県福岡市中央区薬院一丁目14番5号
株 式 会 社 ホ ー プ
代表取締役社長兼CEO 時 津 孝 康

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年9月27日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2021年9月28日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 福岡県福岡市中央区天神2丁目2-20 警固神社 神徳殿 1階 貴徳・東遊 |
| 3. 目的事項 報告事項 | 第28期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）事業報告及び連結 計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役4名選任の件 |
| 第3号議案 | 吸収分割契約承認の件 |

以 上

（お願い） 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.zaigenkakuho.com>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

本定時株主総会における新型コロナウイルス感染症への対応について

株主の皆様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。株主総会当日は、ご自宅でも株主総会の模様をご覧いただけるようインターネット中継を行います。（別紙のご案内をご参照ください）

- ・株主総会会場において、感染予防のため、間隔をあけた座席配置を行いますので、座席数が少なくなる見込みです。なお、万が一、お座席がご用意できない場合には、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会会場では、新型コロナウイルス感染症のワクチンを接種していた場合でも常時マスクのご着用をよろしくようお願い申し上げます。
- ・会場入口にて、検温の実施、アルコール消毒等へのご協力をよろしく申し上げます。
- ・株主総会の運営スタッフにおいても、マスク等を装着して対応させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の流行拡大による社会経済活動の停滞を起因として、急速な悪化が続きました。また、海外経済においても、同様の理由により、世界的な経済活動の停滞への懸念が広がり、依然として先行き不透明な状況にあります。

このような環境の中、当社グループは「自治体を通じて人々に新たな価値を提供し、会社及び従業員の成長を追求する」という企業理念のもと事業を展開しており、創業以来、広告事業で自治体に還元した財源確保額は約84.4億円（創業から当連結会計年度まで累計）、エネルギー事業における経費削減は約325億円（サービス開始時から当連結会計年度までに落札した案件の契約期間における経費削減見込み額）を実現し、全国の自治体については住民の皆様へ貢献してまいりました。

2020年8月11日、当連結会計年度を初年度とする3か年の中期経営計画である[HOPE NEXT 3]を公表し、その実現に向けて中期的な成長を視野に捉え事業活動を推進してまいりました。しかしながら、2020年12月中旬から2021年1月下旬にわたり、日本卸電力取引所（以下「JEPX」）での電力取引価格の高騰が続き、当社グループ業績の中心を担うエネルギー事業に多大なる影響を与えました。高騰の原因につきましては、以下のとおり関係機関より様々な意見書が公開されております。経済産業省によりますと、断続的な寒波による電力需要の大幅な増加と液化天然ガス（LNG）供給設備のトラブル等に起因したLNG在庫減少によるLNG火力の稼働抑制が主因、とされています。また再生可能エネルギー規制総点検タスクフォースによれば、発電燃料の多くを占めるLNGや石油の燃料制約が異例の規模と期間で起こり、JEPXにおける売買入札量の大きなギャップが生じた結果、過去類をみない電力取引価格の高騰が起きたものと考えられております。

（ご参考）2021年6月15日 経済産業省 資源エネルギー庁

第36回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策
小委員会

「2020年度冬期の電力需給ひっ迫・市場価格高騰に係る検証 中間取りまとめ」3ページ

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/036_04_03.pdf

(ご参考) 2021年4月27日 内閣府

第8回 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース
「電力システム改革に対する提言」4ページ

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/conference/energy/20210427/210427energy07.pdf>

この影響により、当社グループの電力仕入価格も多大な影響を受け、これに起因する2021年1月分の不足インバランス料金が結果として税込合計で約65億円発生いたしました。2021年4月～6月においてはこの損失を踏まえ「第三者割当による株式、行使価額修正条項付第9回新株予約権及び無担保社債（私募債）の発行に関するお知らせ」にて2021年4月30日に公表したとおり、第三者割当増資を含む資金調達を行いつつ、比較的利益が出やすい春であったこともあり利益回復を見込んでおりましたが、4月以降もJEPXの電力取引価格が高く推移し続け、想定していたほどの利益に到達しない状況が続きました。

当社グループの強みは、長年の事業活動を通じて築き上げてきた自治体とのリレーションと、法制度の制定・改正等に基づく「様々な分野における事業化再現性」、また、自治体領域という事業ドメインに基づく「ビジネスの拡大展開における再現性」にあります。これら2段階のフェーズを通じて、既存3事業の成長及び新規事業創出を目指しております。具体的には、広告事業を「利益創出事業」と位置付け、規模適正化による収益性改善を継続しつつ、業績が第4四半期に偏重する傾向を中期的に緩和することで、事業全体におけるコスト効率化と受注単価の向上を図っております。エネルギー事業におきましては、当社の「成長エンジン」として、取引規模の拡大と同時に収益性の安定化を図り、特に短中期的な戦略として、入札による契約獲得を軸とした既存の成長戦略の継続に加えて、個別相対取引による固定的な価格での電力調達とJEPXにおける時価での電力調達を適切にミックスすることで電力仕入価格の変動リスクへの対応を図ってまいりましたが、今回のJEPXの電力取引価格高騰を受け、方針転換を余儀なくされております。メディア事業（2021年7月よりジチタイワークス事業）におきましては、対自治体プロモーション市場について、官民連携や競争促進の余地が大きく、潜在的であると捉えていることから、自治体情報を最上流でキャッチできるポジションの確立を目指し、コンテンツ拡充・情報発信力の強化と情報キャッチアップ力の向上により『ジチタイワークス』ブランドの価値を確固たるものにするすることで、市場の顕在化の促進を図っております。その先に、当社を中心とした自治体情報の循環によるさらなる官民連携の促進、また、自治体情報データベースを活用した、事業の強化・支援・創造が可能になると考えております。これを実現す

るための施策として、さらなるコンテンツ制作体制の充実と、BtoGソリューション（旧 BtoGマーケティング）の推進、官民協働を支援するweb上のプラットフォームである「ジチタイワークスHA×SH（ハッシュ）」の運営推進等多面的な展開を進めております。

以上の結果、売上高は34,615,567千円、営業損失は6,895,420千円、経常損失は6,935,626千円、親会社株主に帰属する当期純損失は6,978,950千円となりました。

（注）第28期より連結計算書類を作成しているため、前期との比較は行っておりません。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、当社グループは「広告事業」、「エネルギー事業」、「メディア事業」の3区分を報告セグメントとしておりましたが、経営管理区分を一部見直したことにより、当連結会計年度より「メディア事業」に含めていた一部サービスを、報告セグメントに含まれない「その他」に変更しております。

① 広告事業

広告事業におきましては、自治体から様々な媒体の広告枠を入札により仕入れ民間企業に販売するSR（SMART RESOURCE）サービス、また、主に自治体が住民向けに発行する冊子について、当社が広告枠を募集し、自治体には冊子マチレットを無償で寄贈するSC（SMART CREATION）サービスを提供しており、事業規模の適正化を推進してまいりました。当社の主要媒体であるマチレットは現在、婚姻・子育て・介護・空き家対策・エンディングノート・おくやみの6テーマを主として全国展開しております。

当連結会計年度のSRサービスの代表例としては、気象庁のホームページ広告運用事業が挙げられます。この事業においては、株式会社ジーニーと業務提携し同社との共同開発による独自の広告配信システムを提供しており、今後全国の自治体においても展開可能な仕組みになっております。

また、「SMART FR CONSULTING」サービスを新たに提供開始し、広告募集支援から媒体創出・活用コンサルティング領域に進出いたしました。「SMART FR CONSULTING」のFRはFinancial Resources（＝財源）の略で、自治体の財源確保のため今後は単なる広告提案に留まらない、幅広い総合提案を目指していきたい、という思いを込めております。2021年6月のサービス開始以降、すでに福岡市から受託をしております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は1,719,457千円、セグメント利益は328,200千円となりました。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

② エネルギー事業

エネルギー事業におきましては、「電気もジェネリック」という新たな価値の提案により、自治体の経費削減を支援していきたいという思いのもと、「GENEWAT（ジェネワット）」というサービスブランドで電力小売事業を展開しております。また、2020年10月には当社の100%子会社である株式会社ホープエナジー（以下、「ホープエナジー」）を設立する等、事業規模のさらなる拡大を図りました。しかしながら、上述のとおりJEPXでの価格高騰により電力の仕入価格が大きな影響を受けました。当該価格高騰収束後においては、エネルギー事業における収益安定化の方針を策定し、ガバナンスを強化するなどの運営体制の整備を進めるとともに、リスクヘッジを強めてまいりの方針です。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は32,663,973千円、セグメント損失は6,924,860千円となりました。

③ メディア事業

メディア事業におきましては、2021年7月より「ジチタイワークス事業」へ名称変更を行います。約3年半にわたる行政マガジン『ジチタイワークス』の発行で自治体職員の皆様への認知度が向上していることから、次なるステップに向けて事業コンセプトを明確にすることを目的としたものです。今後『ジチタイワークス』は、当社グループの官民連携を推進する様々なサービスを総称するブランドの名称となり、「自治体で働く“コトとヒト”を元気に。」が新コンセプトとなります。

ジチタイワークス事業では、当社グループが今まで培った自治体とのリレーションを活用し、自治体と民間企業のニーズを繋ぐBtoGソリューションの積極的な展開や、当社グループオリジナルのメディアとして、自治体職員の仕事につながるヒントやアイデア、事例などを紹介する冊子『ジチタイワークス』の発行を継続的に行ってまいりました。当連結会計年度においては、自治体職員向けに「ジチタイワークス無料名刺」サービスを2021年6月より開始しております。当該サービスは、自治体職員の大多数が名刺を自前で作成しているという調査結果から、当社グループサービスメニューとして誕生したものです。公務員個人に向けたアプローチを強化することで、「公務員プラットフォーム構想」実現に向けた動きを加速しております。

また、【新型コロナワクチン接種体制】「医師・薬剤師採用確約サービス」（エムスリーグループ提供）を支援する株式会社チェンジとの協業により、地方での新型コロナウイルス感染症ワクチン接種における医師採用支援を行っております。当社の自治体リレーションを活かしたBtoGソリューションのサービスを活用したもので、これまで医療人口僅少

地を中心に当社より6自治体を紹介し医師採用が決定しており（2021年6月21日時点）、地方での医師採用網のカバー率向上に貢献しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は228,944千円、セグメント利益は58,425千円となりました。

④その他

その他には、主にマチイロ・ジチタイワークスHA×SH（ハッシュ）など他の報告セグメントに含まれないサービスを含めております。なお、ジチタイワークスHA×SH（ハッシュ）については、当社メディア事業部が事業運営を行っておりますが、当該サービスは現段階において投資的フェーズであることから、その他に区分しております。

当連結会計年度における売上高は3,191千円、セグメント損失は47,821千円となりました。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度において、2020年9月2日に第三者割当の方法により、みずほ証券株式会社を割当先とした第7回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）を発行いたしました。当連結会計年度中に新株予約権3,000個が行使され、新株予約権発行に伴う払込金額（4,056千円）を含め合計1,621,126千円の資金調達を行いました。

さらに、2021年5月17日に第三者割当の方法により、福留大士氏、浮城智和氏及び当社代表取締役時津孝康を割当先とした株式を発行し500,182千円の資金調達を行いました。同じく、第三者割当の方法により、マッコーリー・バンク・リミテッドを割当先とした行使価額修正条項付第9回新株予約権を発行いたしました。当連結会計年度中に新株予約権10,675個が行使され、新株予約権発行に伴う払込金額（18,207千円）を含め合計1,180,072千円の資金調達を行いました。

また、エネルギー事業における運転資金確保のため、金融機関より長期借入金として200,000千円の調達を実施しました。

なお、当社グループは、効率的な運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額1,650,000千円の当座貸越契約を締結しております。これら全ての当座貸越契約にかかる当連結会計年度末における借入金実行残高は950,000千円であります。また、このほかに500,000千円の保証委託契約を締結しております。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、8,795千円となりました。これは、報告セグメントに帰属しない全社資産への投資8,245千円及びエネルギーセグメント資産への投資550千円であります。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 第 25 期 (2018年6月期) | 第 26 期 (2019年6月期) | 第 27 期 (2020年6月期) | 第 28 期 (当連結会計年度 2021年6月期) |
|--|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円) | 2,269,467 | 3,862,460 | 14,407,904 | 34,615,567 |
| 経常利益又は経常損 失 (△) | △114,043 | 95,336 | 1,012,424 | △6,935,626 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期 純損失 (△) | △128,457 | 75,576 | 665,005 | △6,978,950 |
| 1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△) | △23.04 | 13.55 | 117.97 | △1,109.09 |
| 総 資 産 (千円) | 1,954,244 | 2,743,990 | 6,519,583 | 10,964,536 |
| 純 資 産 (千円) | 445,966 | 527,679 | 1,259,820 | △2,498,387 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 79.31 | 92.92 | 208.57 | △326.50 |

(注) 第28期より連結計算書類を作成しているため、第27期以前につきましては、当社単体の数値を記載しております。

(5) 対処すべき課題

① 広告事業の収益性改善・向上

当社グループは広告事業を「利益創出事業」と位置付け、より安定した収益事業への転換に向けて、事業規模の適正化に加えて、その収益性を改善・向上することが重要であると考えております。

これを実現するための施策として、SRサービスにおいては、中長期的な収益性の改善を実現するために、戦略的な観点を踏まえ、適切な価格で仕入れを行うことを目的とした応札価格の妥当性の検証とより一層のノウハウの蓄積と業務実態への反映といったPDCAサイクルの運用を行っております。また、SCサービスにおけるマチレットの一件当たりの収益性を向上させるため、冊子の発行が第4四半期に集中し、販売および制作活動が偏重する傾向を中期的に緩和することで、当該サービスだけでなく事業全体におけるコスト効率化と受注単価の向上に繋げることが課題であると考えております。

② エネルギー事業における事業規模の適正化及び安定的な収益事業への転換

当社グループは、エネルギー事業を当面の「成長エンジン」と位置付け、事業規模の拡大を行ってまいりましたが、前述のとおりJEPXの電力取引価格高騰により当社グループの業績は大きな影響を受けました。今般状況を踏まえ当面において新規入札への参加を停止しており、事業環境を踏まえた規模縮小を行うことでリスクボリュームを抑制していくとともに、リスクヘッジの方策を引き続き模索していくことが最重要課題である

と認識しております。また、2021年8月11日公表のとおり、吸収分割を行いエネルギー事業における電力小売事業をホープエナジーへ承継させることで、機動的かつ柔軟なグループ経営管理体制に移行し、ホープエナジーで専心して運営していくことが適切であると判断しております。

③ メディア事業におけるサービスの付加価値及び競争力の向上

当社グループは、メディア事業を自治体に関する「情報の最上流」と位置付け、自治体と民間との間に存在する「情報の非対称性」の解消を牽引するメディアの制作及びサービスの提供を目指しております。そのためには、ジチタイワークスのブランド価値を高め、自治体と民間を繋ぐメディアとしての地位を確立させることが課題であると認識しております。

これを実現するための施策として、さらなるコンテンツ制作体制、サービス運営体制を充実させるとともに、官民協働を支援するweb上のプラットフォームである「ジチタイワークスHA×SH」の運営推進等多面的な展開を進めてまいります。

④ 新規事業・サービスへの挑戦

当社グループの行う事業は行政政策や社会的な課題の変化に直接的に影響を受け、誕生・発展してきたと言えます。その中で当社が継続して独自の成長を果たすためには、自治体に特化したサービスを提供するリーディングカンパニーとして、行政政策等自治体を取り巻く環境の変化への機敏な対応を軸に、自治体との取引実績、ノウハウ、営業力の有効活用、ITによる効率的な事業化への取り組み等を行い、自治体の自主財源確保に繋がる新たなサービスを開発していくことが重要であると考えております。

⑤ 優秀な人材の確保及び育成

今後、当社グループが持続的に成長していくためには、組織において中核的な役割を担う人材の確保と育成が課題であると認識しております。この課題に対処するために、一般的なビジネスリテラシー水準の向上と、経営者候補人材の育成に繋がる教育制度や仕組みの構築に積極的に取り組んでまいります。

⑥ 経営管理体制の強化

事業の成長や業容の拡大に伴い、経営管理体制のさらなる充実・強化が課題であると認識しております。現状、経営の意思決定や社内手続等が適正に行われるようガバナンスの強化に努め、コンプライアンスや適時開示体制を重視した経営管理体制の構築を行っておりますが、安定したサービスを世の中に提供し、企業価値を継続的に向上させるとともに、組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように、事業規模に応じた内部統制の整備、強化、見直しや法令遵守の徹底に努めてまいります。

⑦ 資金繰りの改善及び財務体質の強化

当社グループは、エネルギー事業の拡大により前事業年度から引き続き運転資金が増加しております。また、2021年1月分の不足インバランス料金が多額（税込で約65億円）に発生しており、経済産業省が公表している一定の要件を満たし、各一般送配電事業者からの許可を得て、9分割で支払を行っているものの、資金実需への対応が喫緊の課題となっております。これらへの対策の一つとして、2021年8月27日公表の第三者割当による株式、行使価額修正条項付第11回新株予約権及び無担保社債（私募債）の発行による資金調達のほか、資金繰りの改善及び財務体質の強化に向けて、引き続き様々な資金調達方法を検討してまいります。

⑧ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、過年度において営業キャッシュ・フローのマイナスが連続したことから継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。また、2020年12月中旬から2021年1月下旬にわたるJEPXの電力取引価格の高騰により、当連結会計年度において重要な営業損失6,895,420千円、経常損失6,935,626千円、親会社株主に帰属する当期純損失6,978,950千円を計上しており、2,498,387千円の債務超過となっております。

当社グループは、当該状況を解消すべく、エネルギー事業の収支安定化に向けて市場価格の変動リスクへの対応及び資金繰りの安定化に努めてまいります。電力取引価格の変動リスクに依然として晒されている状況であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

⑨ 新型コロナウイルスの事業への影響

今後のわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴う社会経済活動の停滞による影響で、依然として先行き不透明な状態が続くことが懸念されます。当社においては、テレワークの導入や、社内における感染症対策を徹底し、従業員の安全確保及び事業への影響抑止に努めており、今後の事業継続において、支障は生じないものと見込んでおります。業績に大きな影響を与えるものとしては、電力市場価格の変動性が高いことによる売上原価の変動性がありますが、現在は新型コロナウイルスの影響を受けた社会経済活動の停滞等を起因とする、電力需給バランスの乱れが市場調達価格へ影響を与えるその状況がいつまで続くか不透明な状況であることから、市場調達価格が上昇した場合におけるリスクヘッジを行う等、適宜対策を行ってまいります。

⑩ 上場廃止の猶予期間入り銘柄への対応

当社グループは当連結会計年度末において債務超過を解消できず、東京証券取引所が定める有価証券上場規程第601条第1項第5号、及び福岡証券取引所が定める株券上場廃止基準第2条の2第1項第4号の債務超過に該当し、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となる見込みです。しかしながら、2021年8月27日公表の第三者割当による株式及び行使価額修正条項付第11回新株予約権の発行による資金調達を踏まえ、翌連結会計年度末までに、債務超過を解消することを最優先課題として努めてまいります。

(6) 主要な事業内容

当社グループは「自治体を通じて人々に新たな価値を提供し、会社及び従業員の成長を追求する」を企業理念に掲げ、自治体の財源確保・経費削減に貢献することを目的に、自治体に特化したサービスを展開しております。当社グループは「広告事業」、「エネルギー事業」、「メディア事業」の3区分を報告セグメントとしており、報告セグメントに含まれない一部サービスを「その他」としてしております。

各セグメントの事業内容は次のとおりであります。

① 広告事業

広告事業では、主に次のサービスを行っております。

イ. SR (SMART RESOURCE) サービス

SRサービスは、自治体が有するホームページ、広報紙、公務員に配られる給与明細、各種封筒等の配布物等、様々な媒体の広告枠を入札により仕入れ民間企業に販売するサービスであり、自治体の自主財源確保の手段の一つとして、既存の様々なスペースの有効活用を支援するという特徴があります。自治体広告市場は、自治体の財政状況が厳しさを増す中で、自治体資産に民間事業者の広告を掲載することで新たな財源を確保し、また、情報発信を通じて市民サービスの向上や地域経済の活性化など、二次的な効果を期待して立ち上がったものといわれております。2004年度に横浜市が全国に先駆けて広告事業の専門組織を立ち上げ、全市的に広告事業を展開し、また、2005年に国の「行政効率化推進計画」に、効率化のための取り組みとして「国の広報印刷物への広告掲載」が追加され、これにより自治体の広告事業への取り組みが拡がりました（注）。しかしながら、従前、自治体が自ら広告枠の販売を行っていた際には、自治体は事務作業や事務コスト等を負担しなければならず、また、自治体にノウハウが少ないために広告枠が売れ残り、想定していた財源を確保できない場合もありました。

同サービスでは、当社が広告枠を一括で仕入れ民間企業への販売を行うため、自治体は事務作業・コスト負担の削減、安定した財源確保が可能となります。また、広告主に対しては、企業ごとのターゲットエリア、ターゲット層にマッチした媒体への広告掲載を提案することで、広告効果という付加価値を提供しております。

第28期の主な実績は、気象庁ホームページ広告運用事業の受注などがあります。

(注) 「自治体の収入増加に関する調査研究」(2010年3月 財団法人地方自治研究機構)による。

ロ. SC (SMART CREATION) サービス

SCサービスでは主に、当社と自治体との協働発行という形で、自治体が住民へ周知する必要がある各種分野に特化した住民向け情報冊子について、当社が広告主を募集し、制作した当該情報冊子を自治体に寄贈するサービスを行っており、当該情報冊子を「マチレット」と総称しております。自治体が自費制作する場合、費用の関係からページ数や色数等デザインに制限を受けてしまい、また、事務作業や事務コストの負担の関係から発行できない自治体もあります。同サービスでは、当社がデザイン・制作を無償で行うため、自治体は事務作業やコストの大幅な削減が可能となるほか、デザイン性の高い情報冊子の提供が可能となります。また、広告主に対しては、企業のサービス内容、ターゲットエリアやターゲット層にマッチした媒体への広告掲載を提案することで、広告効果という付加価値を提供しております。なお、現在の主な取扱分野は、子育てに関する情報を集約した「子育て情報冊子」、空き家対策に関する情報を集約した「空き家対策冊子」、婚姻届の書き方に関する情報を集約した「婚姻届冊子」、高齢者の終活をサポートする情報を集約した「エンディングノート」、介護に関する情報を集約した「介護保険冊子」、遺族のための手続きなど必要な情報を集約した「お悔やみ冊子」となっております。

第28期には新媒体として、高齢者等の円滑な住宅確保に役立つ情報を集約した「居住支援冊子」、マイナンバーカード作成に関する情報を集約した「マイナンバーカード冊子」などの取り組みがスタートしております。このように、時流・社会的課題や行政施策を背景に分野を特定し、自治体との協働発行に繋げております。

② エネルギー事業

エネルギー事業は、「電気もジェネリック」という新たな価値の提案により、自治体の経費削減を支援していきたいという思いのもと、電力小売サービスであるGENEWAT(ジェネワット)を行っております。

当社は、2018年3月に小売電気事業者登録を行い、電力販売事業に本格参入いたしました。GENEWATにおいては、自治体等の電力需要家に対して電力切替の提案を

行い、従前の電気料金よりも低い価格で同品質の電気を供給することを指針としております。また、電力小売事業の機動的な運営を目的として、2020年10月にホープエナジーを設立いたしました。

しかしながら、上述のとおり2020年12月中旬から2021年1月下旬にわたり、JEPXでの電力取引価格の高騰が続き、当社グループ業績に多大なる影響を与えております。これを踏まえ、当社グループは当事業の方針見直しを行い、事業規模を縮小させることでリスクボリュームの極小化と、リスクヘッジの方策を引き続き検討しております。

③ メディア事業

メディア事業では、官民連携の促進を目指し、主に当社が今まで広告事業で培った自治体とのリレーションを活用し、次のサービスを行っております。

イ. BtoGマーケティング

BtoGマーケティングは、自治体と民間企業のニーズを繋ぐサービスです。民間企業における自治体をターゲットにした商品やサービスについて、当社の持つ自治体ネットワークや取引ノウハウを活用し、販売促進に向けたニーズ調査やマーケティング支援を行い、これらを通じて自治体の各種課題解消に繋げております。第28期の主な実績として、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種における自治体の医師採用支援について、BtoGマーケティングを活用いたしました。

ロ. 行政マガジン『ジチタイワークス』

『ジチタイワークス』は、当社が全国の市町村及び47都道府県の自治体に対して無償で発行している行政マガジンであり、自治体業務の現場で活用できる事例や、地域をあげて取り組んだ事業まで、様々な事例におけるノウハウを提供することで自治体運営における業務改善に繋げることを目的としております。また、自治体向けに事業を展開したい民間企業に対しては、誌面への広告掲載によって、ターゲットを限定することでリーチ力の高い広告宣伝活動をサポートしております。2020年6月のリニューアルを経てさらなるブランド力の強化や認知度向上に取り組んでおり、2021年3月には「公務員特別号」の発行を行い、公務員個人に向けた情報発信も開始しました。

ハ. ジチタイワークス HA×SH (ハッシュ)

ジチタイワークス HA×SH (ハッシュ) は、自治体と民間企業の情報流通プラットフォームであり、インターネットによる横断的な情報流通の場の構築・提供、さらには活用促進を目的として、第27期よりサービスを開始いたしました。自治体は抱えている課題に合わせ民間企業の有益なサービスを検索・閲覧することで、能動的かつ効率的な情報収集が可能となり、自治体職員の生産性が向上することで行政サービスの

推進に繋がります。また、民間企業は自社が提供する自治体向けサービスの情報を掲載することで、物理的な訪問の困難さや提案の非効率性にとらわれることなく、より多くの自治体へ周知することが可能となります。第28期は情報掲載数の向上を目的として期間限定の掲載料無料キャンペーンを実施するなど、さらなる内容の充実に取り組みました。

なお、第29期よりメディア事業は「ジチタイワークス事業」へ名称変更となります。

(7) 主要な事業所

① 当社の主要な営業所

| 名 称 | 所 在 地 |
|------|--------|
| 福岡本社 | 福岡県福岡市 |

② 子会社

| 名 称 | 所 在 地 |
|-------------|--------|
| 株式会社ホープエナジー | 福岡県福岡市 |

(8) 従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前連結会計年度 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|------------|--------------------|---------|-------------|
| 148 (17) 名 | 2名増 | 31.7歳 | 3.8年 |

| セグメントの名称 | 従業員数(人) |
|----------|----------|
| 広告 | 83 (7) |
| エネルギー | 14 (2) |
| メディア | 20 (3) |
| 報告セグメント計 | 117 (12) |
| その他 | 4 (0) |
| 全社(共通) | 27 (5) |
| 合計 | 148 (17) |

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、() 書きは外書きで臨時雇用者数(アルバイト、パートタイム、派遣社員)は最近1年間の平均雇用者数(1日8時間換算)を記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|-------------|----------|---------|--|
| 株式会社ホープエナジー | 10,000千円 | 100% | 電気、ガス等のエネルギーの売買等に関する業務 上記に関するAI技術の研究等 |

(注) 株式会社ホープエナジーは、2020年10月に設立しております。

(10) 主要な借入先の状況

| 借入先 | 借入金残高(千円) |
|--------------|-----------|
| 株式会社福岡銀行 | 333,320 |
| 株式会社筑邦銀行 | 316,673 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 250,000 |
| 株式会社みずほ銀行 | 200,000 |
| 株式会社伊予銀行 | 195,000 |
| 株式会社佐賀銀行 | 156,691 |
| 株式会社西日本シティ銀行 | 140,006 |
| 株式会社りそな銀行 | 100,000 |

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 18,848,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,775,100株 (うち自己株式24,981株)
- (3) 当事業年度末の株主数 6,320名
- (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|---|------------|---------|
| 株 式 会 社 E . T . | 1,340,000株 | 17.29% |
| 時 津 孝 康 | 1,077,400 | 13.90 |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証 券 株 式 会 社) | 352,817 | 4.55 |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD A C I S G (F E - A C) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行) | 317,180 | 4.09 |
| MACQUARIE BANK RIMITED DBU A C (常任代理人 シティバンク) | 250,000 | 3.22 |
| 福 留 大 士 | 247,800 | 3.19 |
| 久 家 昌 起 | 240,000 | 3.09 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 214,500 | 2.76 |
| モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社 | 193,700 | 2.49 |
| 齋 井 政 憲 | 127,000 | 1.63 |

- (注) 1. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。
2. 持株比率は、自己株式を除く発行済株式総数に対する持株数の割合であります。

(5) **その他株式に関する重要な事項**

発行済株式の総数は、第三者割当による株式の発行により404,800株、新株予約権の行使により1,367,500株の合計1,772,300株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

当社は、2018年1月17日の取締役会決議に基づき、株式会社ホープ 2018年度第1回新株予約権を発行いたしました。その内容は次のとおりであります。

| | |
|-------------------------------------|---|
| 銘 柄 | 株式会社ホープ 2018年度第1回新株予約権 |
| 発行決議の日 | 2018年1月17日 |
| 保有者の人数 当社取締役（社外取締役を除く。） | 3名 |
| 新株予約権の数 | 1,185個 |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数 | 当社普通株式 474,000株 |
| 新株予約権の発行価額 | 100円 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 328円 |
| 新株予約権の行使期間 | 2021年10月1日～ 2026年9月30日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 328円 資本組入額 164円 |
| 新株予約権の主な行使の条件 | ①割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1か月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも権利行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使価額の70%で行使期間の満期日までに行使しなければならない。 ②上記①の条件に抵触せずに、2018年6月期から2023年6月期までの期の当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）の経常利益が一度でも200百万円を超過した場合のみ、新株予約権を行使することができる。なお、上記の経常利益の判定において、本新株予約権に関する株式報酬費用が計上される場合には、これによる影響を経常利益に足し戻すことにより計算された、株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するものとする。 ③相続人による本新株予約権の行使は認めない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 本新株予約権の譲渡による取得には、当社取締役会の決議による承認を要する。 |

(注) 2020年1月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っており、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」については、株式分割後の数値を記載しております。

(2) 当事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

当社は、2020年8月11日の取締役会決議に基づき、株式会社ホープ 第8回新株予約権を発行いたしました。その内容は次のとおりであります。

| 銘 | 柄 | 株式会社ホープ 第8回新株予約権 |
|-------------------------------------|---|---|
| 発行決議の日 | | 2020年8月11日 |
| 交付された者の人数 当社従業員 | | 7名 |
| 新株予約権の数 | | 600個 |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数 | | 当社普通株式 60,000株 |
| 新株予約権の発行価額 | | 2,076円 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | | 4,922円 |
| 新株予約権の行使期間 | | 2021年10月1日～ 2025年9月30日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | | 発行価格 4,922円 資本組入額 2,461円 |
| 新株予約権の主な行使の条件 | | ①当社の2021年6月期から2023年6月期に係る有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成しない場合は、損益計算書とする。)における営業利益に本新株予約権に関連する株式報酬費用の金額を加算した金額(以下、「基準営業利益」という。)の水準が下記に掲げる各金額以上となった場合、当該各年度の有価証券報告書の提出日以降において行使可能な新株予約権の個数は、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ下記に定める割合までとし、行使する新株予約権の通算個数が以下に定める個数を超える場合又は基準営業利益が以下に定める水準に満たない場合には行使できないものとする。 |

| | |
|----------------|---|
| | <p>(i) 2021年6月期の基準営業利益が15億円以上の場合：割当個数の25%</p> <p>(ii) 2022年6月期の基準営業利益が20億円以上の場合：割当個数の50%</p> <p>(iii) 2023年6月期の基準営業利益が33億円以上の場合：割当個数の100%</p> <p>②上記①の条件に関わらず、2021年6月期の基準利益が20億円以上となった場合に、当該有価証券報告書提出日以降全ての新株予約権を行使することができる。</p> <p>③新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>④相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 本新株予約権の譲渡による取得には、当社取締役会の決議による承認を要する。 |

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

当社は、2021年4月30日の取締役会決議に基づき、株式会社ホープ 第10回新株予約権を発行いたしました。その内容は次のとおりであります。

| | | |
|-------------------------------------|---|---|
| 銘 | 柄 | 株式会社ホープ 第10回新株予約権 |
| 発行決議の日 | | 2021年4月30日 |
| 交付された者の人数 当社従業員 | | 146名 |
| 新株予約権の数 | | 584個 |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数 | | 当社普通株式 58,400株 |
| 新株予約権の発行価額 | | 1,827円 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | | 1,345円 |
| 新株予約権の行使期間 | | 2023年10月1日～ 2029年9月30日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | | 発行価格 1,345円 資本組入額 672.5円 |
| 新株予約権の主な行使の条件 | | <p>①本新株予約権は、2027年6月末までに株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の上場市場区分がプライム市場又は同等の市場区分となることが決定された場合に、当該決定された日以降に行使することができる。</p> <p>②上記①に関わらず、2022年6月期から2025年6月期の各事業年度末のいずれかにおいて、連結貸借対照表（連結貸借対照表を作成していない場合は、貸借対照表）の純資産の額が50億円以上である場合に、当該事業年度に係る有価証券報告書提出日以降に行使することができる。</p> <p>③新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>④相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | | 本新株予約権の譲渡による取得には、当社取締役会の決議による承認を要する。 |

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年6月30日現在）

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|-----------|--------------------------------|--------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 時 津 孝 康 | CEO |
| 取 締 役 | 森 新 平 | COO メディア事業担当 |
| 取 締 役 | 大 島 研 介 | CFO 管理部門担当 |
| 取 締 役 | 奥 本 水 穂 | 株式会社イクリップス代表取締役会長&CEO |
| 取 締 役 | 新 井 悠 介 | 株式会社スケール代表取締役社長 株式会社エンズゴルフ代表取締役 |
| 常 勤 監 査 役 | 松 山 孝 明 | |
| 監 査 役 | 河 上 康 洋 | 河上康洋税理士事務所所長 合同会社河上中小企業診断士事務所代表社員 |
| 監 査 役 | 徳 臣 啓 至 (職名：前田啓至 (司法書士)) | 大手門司法書士事務所所長 |

- (注) 1. 取締役奥本水穂氏及び新井悠介氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役松山孝明氏、監査役河上康洋氏及び徳臣啓至氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役及び社外監査役全員を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
4. 監査役河上康洋氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当連結会計年度中の監査役の異動はありません。
6. 当連結会計年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ① 2020年9月25日開催の第27回定時株主総会において、新井悠介氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
 - ② 2020年9月25日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって、取締役田口一成氏及び納富貞嘉氏は任期満了により退任いたしました。
7. 当社は、定款において、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役（以下、「非業務執行取締役等」という。）との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、当社と非業務執行取締役等との間で、同規定に基づき賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、非業務執行取締役等が責任の原因となった職務の遂行について善意で重過失がないときに限られます。

(2) 役員報酬等の総額

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額 (千円) | | | 対象となる 役員の員数 (人) |
|-------------------|----------------|-----------------|-------------|--------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動 報酬等 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役 (社外取締役を除く) | 49,466 | 49,466 | — | — | 3 |
| 監査役 (社外監査役を除く) | — | — | — | — | — |
| 社外取締役 | 4,500 | 4,500 | — | — | 3 |
| 社外監査役 | 5,850 | 5,850 | — | — | 3 |

- (注) 1. 上記には2020年9月25日開催の第26回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名を含んでおります。なお、うち1名は無報酬の社外取締役であります。
2. 取締役の報酬限度額は、2020年9月25日開催の第27回定時株主総会において年額200,000千円以内、うち社外取締役の報酬限度額は、20,000千円以内と決議されております。
3. 2021年6月11日開催の取締役会において報酬委員会の設置（半数以上を社外取締役とする）が決議され、次回の報酬改定時から、取締役の個別の報酬額は同委員会の諮問を受けることとなっております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役奥本水穂氏は、株式会社イクリップス代表取締役会長&CEOであります。当社と同兼職先との間には重要な取引関係はありません。

社外取締役新井悠介氏は、株式会社株式会社スケール代表取締役社長及び株式会社エングルフ代表取締役であります。当社と各兼職先との間には重要な取引関係はありません。

社外監査役河上康洋氏は、河上康洋税理士事務所所長及び合同会社河上中小企業診断士事務所代表社員であります。当社と各兼職先との間には重要な取引関係はありません。

社外監査役徳臣啓至氏は、大手門司法書士事務所所長であります。当社と同兼職先との間には重要な取引関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 主 な 活 動 状 況 |
|-------|---------|---|
| 取 締 役 | 奥 本 水 穂 | 当連結会計年度開催の取締役会全16回に出席いたしました。取締役会において、経営者としての豊富な経験を活かして、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 |
| 取 締 役 | 新 井 悠 介 | 2020年9月25日就任以降、当連結会計年度開催の取締役会11回に出席いたしました。取締役会において、経営者としての豊富な経験を活かして、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 |
| 常勤監査役 | 松 山 孝 明 | 当連結会計年度開催の取締役会全16回、監査役会全18回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、常勤監査役として議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 |
| 監 査 役 | 河 上 康 洋 | 当連結会計年度開催の取締役会全16回、監査役会全18回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に税理士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 |
| 監 査 役 | 徳 臣 啓 至 | 当連結会計年度開催の取締役会全16回、監査役会全18回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に司法書士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 |

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

5. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

| | 監査証明業務に基づく報酬 (千円) | 非監査業務に基づく報酬 (千円) |
|---|----------------------|---------------------|
| 当連結会計年度に係る 会計監査人の報酬等の額 | 22,000 | — |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22,000 | — |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかなどを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針であります。また、監査役会は会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針であります。

なお、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、その基本方針を取締役会において決議しております。当該基本方針の概要は、下記のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務の執行については、監査役会の定める監査方針に従い、監査役監査の対象となる。また、取締役は、他の取締役の法令、定款違反行為を発見した場合、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。
 - ・当社は、コンプライアンス体制の基礎として、当社役職員が遵守すべき規範として「コンプライアンス指針」及び「コンプライアンス規程」を定める。
 - ・当社は、取締役会規程を始めとする社内規程を制定、及び必要に応じて改訂し、業務の標準化及び経営秩序の維持を図る。
- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
 - ・株主総会、取締役会、経営会議その他重要な意思決定に係る情報は、法令及び当社の「文書管理規程」に基づき、適切に保管・管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・「危機管理規程」を定め、当社の経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、当社の損失を最小限に抑えるとともに早期の原状回復に努める。
 - ・ISO27001の認証を受け、個人情報を含む情報セキュリティ管理に取り組む。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・定例取締役会を毎月1回開催する他、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - ・職務執行に関する権限及び責任は、業務分掌規程、組織規程、職務権限規程等において明文化し、適宜適切に見直しを行う。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて、専任又は兼任の従業員を置く。

- ⑥ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・取締役は、監査役が取締役会及び経営会議その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、これらの会議に出席できる環境を整備する。
 - ・取締役及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、取締役による違法、または不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告する。

- ⑦ その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
 - ・監査役は、会計監査人及び内部監査担当と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行う。

- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・当社は、財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役社長の指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、適正に機能することを継続的に評価し、必要の都度是正を行う。

- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制
 - ・「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断し、役員及び従業員の平素からの対応や事案発生時の組織対応制度を構築する。

(2) 体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、下記のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることの確保
 - 取締役会については、定例取締役会を12回、臨時取締役会を4回開催し、法令及び定款その他の各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。また、当社におけるコンプライアンスに関する意識の向上を図り、コンプライアンスが円滑かつ効果的に実施されるよう「コンプライアンス規程」を定めており、定期的にコンプライアンス委員会を開催しております。

② リスク管理体制

内部監査室にて内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告いたしました。また、「危機管理規程」の周知を引き続き行い、リスク低減に努めております。さらに、ISO27001：2013の認証に係る維持審査を実施し、引き続き不適合がない旨の審査報告を受けました。

③ 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、文書の法定保存期間を守った、文書の保存・管理を行っております。

④ 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項

経営管理部スタッフ1名を兼任の監査役補助スタッフとして引き続き設置しており、監査役の職務を補助しております。

⑤ 監査役の監査が実効的に行われることの確保

監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行っております。また、社外取締役を含むその他の取締役、内部監査担当その他従業員及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行っております。

⑥ 反社会的勢力排除に向けた体制

「反社会的勢力対策規程」及びその業務マニュアル等、反社会的勢力による当社に対する民事介入暴力が発生した場合の対応を定めており、いかなる場合においても反社会的勢力に対し、金銭その他経済的利益を提供しないべく努めております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 10,396,997 | 流動負債 | 12,880,045 |
| 現金及び預金 | 1,932,991 | 買掛金 | 11,290,446 |
| 受取手形及び売掛金 | 7,336,855 | 短期借入金 | 950,000 |
| 商品及び製品 | 427,497 | 1年内返済予定の長期借入金 | 366,952 |
| 仕掛品 | 1,717 | 未払金 | 30,745 |
| 貯蔵品 | 193 | 未払費用 | 119,088 |
| 前渡金 | 185,594 | 未払法人税等 | 42,242 |
| 前払費用 | 14,230 | 前受金 | 71,367 |
| その他の | 501,928 | 預り金 | 8,535 |
| 貸倒引当金 | △4,012 | その他 | 666 |
| 固定資産 | 567,539 | 固定負債 | 582,879 |
| 有形固定資産 | 18,912 | 社債 | 100,000 |
| 建物 | 3,992 | 長期借入金 | 482,658 |
| 車両運搬具 | 438 | 繰延税金負債 | 221 |
| 工具、器具及び備品 | 14,481 | 負債合計 | 13,462,924 |
| 無形固定資産 | 83,881 | (純資産の部) | |
| ソフトウェア | 27,958 | 株主資本 | △2,530,939 |
| その他 | 55,922 | 資本金 | 1,959,676 |
| 投資その他の資産 | 464,745 | 資本剰余金 | 1,913,476 |
| 投資有価証券 | 6,447 | 利益剰余金 | △6,333,191 |
| 破産更生債権等 | 11,864 | 自己株式 | △70,902 |
| 敷金及び保証金 | 458,279 | その他の包括利益累計額 | 504 |
| その他 | 19 | その他有価証券評価差額金 | 504 |
| 貸倒引当金 | △11,864 | 新株予約権 | 32,047 |
| 資産合計 | 10,964,536 | 純資産合計 | △2,498,387 |
| | | 負債・純資産合計 | 10,964,536 |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2020年7月1日)
(至 2021年6月30日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 額 |
|-----------------|--------|------------|
| 売上高 | | 34,615,567 |
| 売上原価 | | 40,457,415 |
| 売上総損失 | | △5,841,847 |
| 販売費及び一般管理費 | | 1,053,572 |
| 営業損失 | | △6,895,420 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 22 | |
| 受取配当金 | 6 | |
| 違約金収入 | 3,774 | |
| 助成金収入 | 1,532 | |
| 投資有価証券売却益 | 16,067 | |
| その他 | 642 | 22,045 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 11,176 | |
| 支払手数料 | 3,530 | |
| 株式交付費 | 43,782 | |
| 投資有価証券売却損 | 1,763 | |
| その他 | 1,999 | 62,252 |
| 経常損失 | | △6,935,626 |
| 税金等調整前当期純損失 | | △6,935,626 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 27,989 | |
| 法人税等調整額 | 15,334 | 43,323 |
| 当期純損失 | | △6,978,950 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 | | △6,978,950 |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年7月1日)
(至 2021年6月30日)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | 株 主 資 本 合 計 |
|--------------------------------|-----------|-----------|------------|---------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | |
| 当連結会計年度期首残高 | 315,149 | 268,949 | 735,427 | △70,827 | 1,248,698 |
| 当連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | 250,091 | 250,091 | | | 500,182 |
| 新株の発行 (新株予約権の行使) | 1,394,436 | 1,394,436 | | | 2,788,872 |
| 剰余金の配当 | | | △89,667 | | △89,667 |
| 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) | | | △6,978,950 | | △6,978,950 |
| 自己株式の取得 | | | | △75 | △75 |
| 株主資本以外の項目の当連結会 計年度中の変動額(純額) | | | | | |
| 当連結会計年度中の変動額合計 | 1,644,527 | 1,644,527 | △7,068,618 | △75 | △3,779,638 |
| 当連結会計年度末残高 | 1,959,676 | 1,913,476 | △6,333,191 | △70,902 | △2,530,939 |

| | その他の包括利益累計額 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|--------------------------------|----------------------|-----------------------|--------|------------|
| | その 他有 価証 差額 | 他 券 価 金 額 | | |
| 当連結会計年度期首残高 | △1,889 | △1,889 | 13,011 | 1,259,820 |
| 当連結会計年度中の変動額 | | | | |
| 新株の発行 | | | | 500,182 |
| 新株の発行 (新株予約権の行使) | | | | 2,788,872 |
| 剰余金の配当 | | | | △89,667 |
| 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) | | | | △6,978,950 |
| 自己株式の取得 | | | | △75 |
| 株主資本以外の項目の当連結会 計年度中の変動額(純額) | 2,394 | 2,394 | 19,035 | 21,429 |
| 当連結会計年度中の変動額合計 | 2,394 | 2,394 | 19,035 | △3,758,208 |
| 当連結会計年度末残高 | 504 | 504 | 32,047 | △2,498,387 |

連 結 注 記 表

(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

【継続企業の前提に関する注記】

当社グループは、過年度において営業キャッシュ・フローのマイナスが連続したことから継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。また、2020年12月中旬から2021年1月下旬にわたる日本卸電力取引所の電力取引価格の高騰により、当連結会計年度において重要な営業損失6,895,420千円、経常損失6,935,626千円、親会社株主に帰属する当期純損失6,978,950千円を計上しており、2,498,387千円の債務超過となっております。

当社グループは、当該状況を解消すべく、以下の対応を図ってまいります。

1. 事業収支の安定化

(1) 市場価格の変動リスクへの対応

当社グループは発電設備を持っておらず、供給電力の多くを日本卸電力取引所からの調達に依っており、市場価格の変動リスクにさらされております。今般の市場価格高騰を踏まえ、新たにリスク管理方針を立案し、エリア及び季節ごとに日本卸電力取引所からの調達と個別相対取引による調達の量を調整するなど市場価格変動リスクの低減を図ってまいります。

(2) 2021年1月の不足インバランス料金（以下、インバランス料金）の分割支払

2021年1月29日に経済産業省は一定の要件を満たす場合に、2021年1月のインバランス料金の支払を最大5か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とすると公表しております（その後、2021年3月19日に最大5分割を最大9分割にする旨追加公表）。当社は適用申請を行い、各一般送配電事業者からの許可を得て、2021年4月から9分割で支払っております。

2. 資金繰りの安定化

(1) 財務制限条項への対応

財務制限条項につきましては、金融機関から期限の利益喪失の権利行使をしないことについて承諾をいただいております。

(2) 資金調達

当社としてはメインバンクを中心に金融機関と密接な関係を維持し、継続的な支援が得られるものと考えております。また、2021年5月17日に発行した第三者割当による株式、行使価額修正条項付第9回新株予約権の行使により約20億円の資金調達を行っております。さらに、【重要な後発事象】に記載のとおり、2021年8月27日開催の取締役会にて第三者割当による株式、行使価格修正条項付第11回新株予約権及び無担保社債（私募債）の発行を決議しております。このほか、資金繰りの改善及び債務超過を解消するために、引き続き様々な資金調達を検討してまいります。

上記施策を推進し、事業収支の安定化と資金繰りの安定化に取り組みますが、これらの対応策は実施途上であり、また電力取引価格の変動リスクに依然として晒されている状況であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社ホープエナジー

当連結会計年度より、株式会社ホープエナジーを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品……………個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………最終仕入原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----------|-----|
| 建物 | 10年 |
| 車両運搬具 | 5～6 |
| 工具、器具及び備品 | 2～8 |

- ② 無形固定資産
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- (4) 引当金の計上基準
貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税及び地方消費税は、発生連結会計年度の期間費用として処理しております。

【会計上の見積りに関する注記】

1. たな卸資産の評価

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
商品及び製品 427,497千円
- (2) その他の情報
- ① 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法
「【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】4.会計方針に関する事項(2)たな卸資産の評価基準及び評価方法」に記載のとおりであります。
- ② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
通常の販売目的で保有するたな卸資産の簿価切下げにあたり、収益性の低下の有無に係る判断について正味売却価額の算定に当たっては、過去の販売実績や将来の受注可能性を考慮しております。
- ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
たな卸資産の評価に当たっては、現在入手可能な情報に基づき判断しており、前提条件の変化や経済及びその他の事象または状況の変化等により、正味売却価額が低下した場合、たな卸資産評価損の追加計上が必要となる可能性があります。

【表示方法の変更に関する注記】

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用したことに伴い、【会計上の見積りに関する注記】に記載しております。

【連結貸借対照表に関する注記】

有形固定資産の減価償却累計額 28,313千円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当連結会計年度 期首株式数 (株) | 当連結会計年度 増加株式数 (株) | 当連結会計年度 減少株式数 (株) | 当連結会計年度 末株式数 (株) |
|-------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 普通株式 | 6,002,800 | 1,772,300 | － | 7,775,100 |
| 合計 | 6,002,800 | 1,772,300 | － | 7,775,100 |

(注) 普通株式の増加は、次のとおりであります。

新株発行による増加 404,800株
 新株予約権の権利行使による増加 1,367,500株

2. 自己株式の種類及び数

| 株式の種類 | 当連結会計年度 期首株式数 (株) | 当連結会計年度 増加株式数 (株) | 当連結会計年度 減少株式数 (株) | 当連結会計年度 末株式数 (株) |
|-------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 普通株式 | 24,960 | 21 | － | 24,981 |
| 合計 | 24,960 | 21 | － | 24,981 |

(注) 自己株式の増加は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 21株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|----------|--------------|----------------|----------------|
| 2020年9月25日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 89,667千円 | 15円 | 2020年 6月30日 | 2020年 9月28日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
 該当事項はありません。

4. 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

| 新株予約権の目的となる 株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式数 (株) | | | |
|----------------------|--------------------|---------------|---------------|--------------|
| | 当連結会計 年度期首 | 当連結会計 年度増加 | 当連結会計 年度減少 | 当連結会計 年度末 |
| 普通株式 | － | 2,237,000 | － | 2,237,000 |
| 合計 | － | 2,237,000 | － | 2,237,000 |

(注) 新株予約権の増加は、次のとおりであります。

新株予約権の発行による増加 2,237,000株

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。なお、デリバティブ取引は全く利用していません。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、その他有価証券であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、運転資金を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（注）

2. 参照）。

| | 連結貸借対照表計上額 (千円) | 時 価 (千円) | 差 額 (千円) |
|---------------|--------------------|--------------|----------|
| (1) 現金及び預金 | 1,932,991 | 1,932,991 | — |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 7,336,855 | 7,336,855 | — |
| (3) 投資有価証券 | 1,447 | 1,447 | — |
| 資産計 | 9,271,294 | 9,271,294 | — |
| (1) 買掛金 | (11,290,446) | (11,290,446) | — |
| (2) 未払法人税等 | (42,242) | (42,242) | — |
| (3) 短期借入金 | (950,000) | (950,000) | — |
| (4) 社債 | (100,000) | (99,999) | 0 |
| (5) 長期借入金 | (849,610) | (849,582) | 27 |
| 負債計 | (13,232,299) | (13,232,271) | 27 |

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券は全て上場株式であり、時価については取引所の価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2)未払法人税等、(3)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債、(5) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、上記表には1年以内に返済予定のものを含んでおりません。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 (千円) |
|---------|-----------------|
| 非上場株式 | 5,000 |
| 敷金及び保証金 | 458,279 |
| 合計 | 463,279 |

(注) 1. 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

2. 敷金及び保証金のうち、償還時期を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、「2. 金融商品の時価等に関する事項」には記載しておりません。

【1株当たり情報に関する注記】

| | |
|----------------------|------------|
| 1株当たり純資産額 | △326円50銭 |
| 1株当たり親会社株主に帰属する当期純損失 | △1,109円09銭 |

【重要な後発事象に関する注記】

1. 第三者割当による新株式及び新株予約権の発行

当社は、2021年8月27日開催の取締役会において、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を決議いたしました。また、この決議に基づき、2021年9月2日付の取締役会において発行条件等を決議いたしました。

① 決定された発行条件等の概要

<新株式>

| | |
|------------------|---|
| (1) 募集の方法 | 第三者割当 |
| (2) 発行する株式の種類及び数 | 普通株式 276,900株 |
| (3) 発行価額 | 1株につき542円 |
| (4) 資金調達額 | 148,079,800円(注) |
| (5) 資本組入額 | 1株につき271円 |
| (6) 発行価額の総額 | 150,079,800円 |
| (7) 資本組入額の総額 | 75,039,900円 |
| (8) 割当先及び割当株式数 | 株式会社メディア4u：92,300株 トリプルワン投資事業組合：184,600株 |
| (9) 申込期日及び払込期日 | 2021年9月21日 |

(注) 資金調達額は、本新株式の発行価額の総額から、本新株式の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。

<新株予約権>

| | |
|-------------------------|---|
| (1) 新株予約権の名称 | 株式会社ホープ第11回新株予約権 |
| (2) 割当日及び払込期日(買取契約の締結日) | 2021年9月21日 |
| (3) 発行する新株予約権の総数 | 50,000個 |
| (4) 新株予約権の発行価額 | 1個あたり241円(総額12,050,000円) |
| (5) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 当社普通株式5,000,000株 |
| (6) 資金調達額(差引手取概算額) | 2,414,050,000円(注) |
| (7) 行使価額及び行使価額の修正条件 | 当初行使価額 482円 上限行使価額 なし 下限行使価額 270円 |

| | |
|--|---|
| | 行使価額は、本新株予約権の各行使請求に関して本新株予約権の発行要項に基づきなされる通知を当社が受領した日（但し、最初に当該通知を受領した日を除きます。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。 |
| (8) 募集又は割当方法（割当予定先） | マコーリー・バンク・リミテッドに対する第三者割当方式 |
| (9) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 | 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。 |
| (9) 新株予約権の行使期間 | 2021年9月22日から2023年9月21日まで |

- (注) 1. 資金調達額は、本新株予約権の発行価額の総額に、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定した場合の金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。
2. 下限行使価額は、発行決議日直前取引日の出来高加重平均価格の45.67%、同日の東証終値の44.85%となりました。

② 調達する資金の額

| | |
|------------------------|----------------|
| (i) 払込金額の総額 | 2,572,129,800円 |
| 本新株式の発行価額の総額 | 150,079,800円 |
| 本新株予約権の発行価額の総額 | 12,050,000円 |
| 本新株予約権の行使に際して出資される財産の額 | 2,410,000,000円 |
| (ii) 発行諸費用の概算額 | 10,000,000円 |
| (iii) 差引手取概算額 | 2,562,129,800円 |

③ 資金の使途及び支出時期

| 具体的な使途 | 金額 (百万円) | 支出予定時期 |
|-------------------------|----------|------------------|
| <本新株式及び本新株予約権の発行> | | |
| (i) エネルギー事業における電源調達費用 | 160 | 2021年10月 |
| <本新株予約権の行使> | | |
| (ii) 社債の償還 | 1,000 | 2021年9月～2021年12月 |
| (iii) エネルギー事業における電源調達費用 | 1,402 | 2021年12月～2022年3月 |
| 合 計 | 2,562 | |

2. 社債の発行について

当社は、2021年8月27日開催の取締役会において、株式会社ホープ第4回無担保社債（以下「本社債」といいます。）の発行を決議いたしました。

なお、本社債の概要は、以下のとおりであります。

株式会社ホープ第4回無担保社債

- (1) 社債の総額
金1,000,000,000円
- (2) 各社債の金額
金25,000,000円
- (3) 払込期日（本社債に係る買取契約の締結日）
2021年9月10日

但し、本社債に係る買取契約（以下「本社債買取契約」といいます。）において、払込期日の直前3取引日間の当社普通株式の東京証券取引所での普通取引の日次出来高加重平均価格（VWAP）が第11回新株予約権にかかる下限行使価額を下回った場合、本社債の払込期日の直前3連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の平均日次売買代金が40,000,000円以下となった場合又は日本卸電力取引所における本社債の払込期日の直前3連続電力取引日の各日のJEPX DAシステム価格の取得可能な直近の24時間平均（DA-24）のいずれかが20円/kWhを上回った場合は、本社債の社債権者（以下、「本社債権者」といいます。）はその裁量で本社債の払込を行わないことができるとされております。

- (4) 償還期日
2022年9月9日
- (5) 利率
1%（年率）
- (6) 発行価額
額面100円につき100円
- (7) 償還価額
額面100円につき100円

(8) 償還方法

満期一括返済

本社債権者は、当社に対して遅くとも1営業日前までの通知をすることで、額面100円につき金100円で本社債の全部又は一部を期限前に償還することを当社に対して請求することができます。もっとも、本社債の発行日から5ヶ月の間は、本社債権者は、(i)第11回新株予約権の行使及び(ii)2021年8月27日以降に第9回新株予約権を本社債権者が行使した場合は、当該行使により本社債権者から当社に対して払い込まれた金額の累計額を超えない範囲でのみ期限前償還を求めることができる旨が本社債買取契約で規定されております。なお、当該期限前償還により本社債の全部の償還が完了した際にはその旨を開示いたします。

また、当社は、本社債権者に対する遅くとも10日前までの通知をすることで、いつでも、額面100円につき金100円で本社債の全部又は一部を期限前に償還することを本社債権者に対して請求することができます。また、第11回新株予約権の発行要項に規定される取得事由が生じた場合や当社が第11回新株予約権割当予定先より一定の事由に基づき第11回新株予約権の買取請求を受けた場合、又は第11回新株予約権に係る買取契約の解除事由が発生した場合には、当社はその時点で残存する本社債の元本の全部又は一部を期限前償還するものとされております。さらに、(i)当社の連結財務諸表又は四半期連結財務諸表上の負債の部に計上される金融関連債務(但し、当座貸越を含み、リース債務は除く。)及び社債(但し、本社債を除く。)の合計額が、発行日以降、40億円以上に増加した場合、(ii)当社の連結財務諸表又は四半期連結財務諸表に基づく各四半期毎の売上高が60億円以下となった場合、又は(iii)当社の連結財務諸表又は四半期連結財務諸表上の現金及び預金の合計額が12.5億円未満となった場合には、その後いつでも(上記各事由が治癒したか否かを問いません。)、本社債権者は、当社に対して償還日の1営業日前までに通知することにより、額面100円につき金100円で本社債の全部又は一部を期限前に償還することを当社に対して請求する権利を有するものとされております。なお、本社債買取契約において、当社が2021年12月末日以降に債務超過となった場合(2021年12月末日より前に発生し、開示した債務超過を含みません。)、本社債買取契約の解除事由及び本社債についての期限の利益喪失事由に該当する旨が規定されております。

(9) 総額引受人

マコーリー・バンク・リミテッド

3. 吸収分割契約締結

当社は、2021年8月11日開催の取締役会において、当社が営む電力小売事業を吸収分割の方法によって、2021年12月1日（予定）に当社の完全子会社である株式会社ホープエナジー（以下、「ホープエナジー」といいます。）に承継させることについて、同社との間で吸収分割契約を締結することを決議し、同日ホープエナジーとの間で吸収分割契約を締結いたしました。

(1) 本会社分割の背景・目的

当社は、2018年3月に小売電気事業の許認可（登録）を取得して電力小売事業に参入し、本件事業は当社の成長ドライバーとして飛躍的に規模が拡大し、2020年6月期におえる売上高（事業セグメントはエネルギー事業）は全体の85%を占めるに至りました。しかしながら、その後の2020年12月中旬から2021年1月下旬にわたる日本卸電力取引所における取引価格の異常な高騰に直面し、本件事業における電力仕入価格に著しい影響を受けました。これにより、2021年6月期の連結業績は、売上高34,615,567千円（うちエネルギー事業32,663,973千円）、営業損失6,895,420千円（うちエネルギー事業のセグメント損失6,924,860千円）、親会社株主に帰属する当期純損失6,978,950千円となり、期末連結純資産額は△2,498,387千円と大幅な債務超過に陥りました。これを踏まえ、現在および未来において取りうる資金調達手段を実施し、債務超過解消を目指すのにあわせて、安定的な事業運営を前提に経営体制を再構築する必要があると考えております。

したがって今後、持続的成長を目指し、中長期的に企業価値を向上させていくためには、機動的かつ柔軟なグループ経営管理体制に移行することが望ましい、という結論に至りました。本件事業は当社が営む事業において質的にも量的にも重要かつ専門的であることから、ホープエナジーで専心して運営していくことが適切であると判断いたしました。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(2) 本会社分割の要旨

①本会社分割の日程

| | |
|-------------------------|----------------|
| 吸収分割契約の締結に係る取締役会決議日（当社） | 2021年8月11日 |
| 吸収分割契約の締結 | 2021年8月11日 |
| 吸収分割契約の承認に係る定時株主総会（当社） | 2021年9月28日 |
| 吸収分割契約効力発生日 | 2021年12月1日（予定） |

②本会社分割の方式

当社を分割会社とし、ホープエナジーを承継会社とする吸収分割です。

③本会社分割に係る割当ての内容

本会社分割に際し、承継会社は株式の割当て、その他の対価の交付を行いません。

④本会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

⑤本会社分割により増減する資本金

当社の資本金に変更はありません。

⑥承継会社が承継する権利義務

承継会社は、当社との間で締結した2021年8月11日付の吸収分割契約の定めに従い、当社が本件事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継いたします。なお、本件事業に係る従業員（以下、「本件従業員」といいます。）との雇用契約は承継せず、本件従業員は、効力発生日をもって承継会社に出向します。

また、本会社分割による承継会社への債務の承継については、重畳的債務引受の方法によるものとします。

⑦債務履行の見込み

本会社分割においては、本件事業に関して発生した2021年1月分の不足インバランス料金に係る債務の約9割を当社が履行した後にその効力発生を予定するものであり、承継会社の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、現在のところ本会社分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は予測されていないことから、承継会社における債務履行の見込みは問題ないものと判断しております。

(3) 本会社分割の当事会社の概要

①分割会社（2021年6月30日現在）

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|----------|--------|------|--------|-----------------------------|-------|--|-------|-------------------------------|-------|------|-------|------|-------|--------------------|-------|----------------------|-------|------|-------|
| (i) 名 | 称株式会社ホープ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (ii) 所 在 地 | 福岡県福岡市中央区薬院一丁目14番5号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (iii) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名 | 代表取締役社長兼CEO 時津 孝康 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (iv) 事 業 内 容 | 自治体の財源確保・コスト削減を目的とする広告事業、エネルギー事業、官民連携を促進するメディア事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (v) 資 本 金 | 1,959,676千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (vi) 設 立 年 月 日 | 1993年10月29日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (vii) 発 行 済 株 式 数 | 7,775,100株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (viii) 決 算 期 | 6月30日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (ix) 大 株 主 及 び 持 株 比 率 (2021年6月30日現在) | <table border="1"> <tr> <td>株式会社E.T.</td> <td>17.29%</td> </tr> <tr> <td>時津孝康</td> <td>13.90%</td> </tr> <tr> <td>GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL</td> <td>4.55%</td> </tr> <tr> <td>BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)</td> <td>4.09%</td> </tr> <tr> <td>MACQUARIE BANK LIMITED DBU AC</td> <td>3.22%</td> </tr> <tr> <td>福留大士</td> <td>3.19%</td> </tr> <tr> <td>久家昌起</td> <td>3.09%</td> </tr> <tr> <td>株式会社日本カストディ銀行（信託口）</td> <td>2.76%</td> </tr> <tr> <td>モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社</td> <td>2.49%</td> </tr> <tr> <td>斉井政憲</td> <td>1.63%</td> </tr> </table> | 株式会社E.T. | 17.29% | 時津孝康 | 13.90% | GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL | 4.55% | BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) | 4.09% | MACQUARIE BANK LIMITED DBU AC | 3.22% | 福留大士 | 3.19% | 久家昌起 | 3.09% | 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 2.76% | モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社 | 2.49% | 斉井政憲 | 1.63% |
| 株式会社E.T. | 17.29% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 時津孝康 | 13.90% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL | 4.55% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) | 4.09% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| MACQUARIE BANK LIMITED DBU AC | 3.22% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福留大士 | 3.19% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 久家昌起 | 3.09% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 2.76% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社 | 2.49% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 斉井政憲 | 1.63% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (x) 直前事業年度の財政状態及び経営成績（2021年6月期（連結）） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 純資産 | △2,498,387千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総資産 | 10,964,536千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1株当たり純資産 | △326円50銭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 売上高 | 34,615,567千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 営業損失 | △6,895,420千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経常損失 | △6,935,626千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 | △6,978,950千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1株当たり当期純損失 | △1,109円09銭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

②承継会社（2021年6月30日現在）

| | |
|--|---------------------|
| (i) 名 | 称株式会社ホープエナジー |
| (ii) 所 在 地 | 福岡県福岡市中央区薬院一丁目14番5号 |
| (iii) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名 | 代表取締役社長 時津 孝康 |
| (iv) 事 業 内 容 | エネルギー事業 |
| (v) 資 本 金 | 10,000千円 |
| (vi) 設 立 年 月 日 | 2020年10月22日 |
| (vii) 発 行 済 株 式 数 | 200株 |
| (viii) 決 算 期 | 6月30日 |
| (ix) 大 株 主 及 び 持 株 比 率 (2021年6月30日現在) | 株式会社ホープ 100% |
| (x) 直前事業年度の財政状態及び経営成績（2021年6月期（個別）） | |
| 純資産 | △1,553千円 |
| 総資産 | 3千円 |
| 1株当たり純資産 | △7,765.97円 |
| 売上高 | — |
| 営業損失 | △11,484千円 |
| 経常損失 | △11,484千円 |
| 当期純損失 | △11,553千円 |
| 1株当たり当期純損失 | △57,765.97円 |

(4) 分割する事業部門の概要

①分割する部門の事業内容

エネルギー事業における電力小売事業

②分割する部門の経営成績

| | 分割事業の実績(a) | 当社単体の実績(b) | 比率(a/b) |
|-----|--------------|--------------|---------|
| 売上高 | 32,663,973千円 | 34,615,567千円 | 94.4% |

③分割する資産、負債の項目及び金額（2021年6月30日現在）

| 資産 | | 負債 | |
|------|-------------|------|--------------|
| 項目 | 金額 | 項目 | 金額 |
| 流動資産 | 7,175,073千円 | 流動負債 | 10,798,772千円 |
| 固定資産 | 477,897千円 | 固定負債 | －千円 |
| 合計 | 7,652,970千円 | 合計 | 10,798,772千円 |

(注) 上記金額は2021年6月30日現在の貸借対照表を基準として算定しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日までの増減を調整した数値となります。

(5) 今後の見通し

承継会社は当社の完全子会社であるため、本会社分割が当社連結業績へ与える影響は軽微です。

貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 10,398,299 | 流動負債 | 12,879,794 |
| 現金及び預金 | 1,932,988 | 買掛金 | 11,290,446 |
| 受取手形 | 440 | 短期借入金 | 950,000 |
| 売掛金 | 7,336,415 | 1年内返済予定の長期借入金 | 366,952 |
| 商品及び製品 | 427,497 | 未払金 | 31,680 |
| 仕掛品 | 1,717 | 未払費用 | 117,971 |
| 貯蔵品 | 193 | 未払法人税等 | 42,174 |
| 前渡金 | 185,594 | 前受金 | 71,367 |
| 前払費用 | 14,230 | 預り金 | 8,535 |
| その他 | 503,234 | その他 | 666 |
| 貸倒引当金 | △4,012 | 固定負債 | 582,879 |
| 固定資産 | 577,539 | 社債 | 100,000 |
| 有形固定資産 | 18,912 | 長期借入金 | 482,658 |
| 建物 | 3,992 | 繰延税金負債 | 221 |
| 車両運搬具 | 438 | 負債合計 | 13,462,673 |
| 工具、器具及び備品 | 14,481 | (純資産の部) | |
| 無形固定資産 | 83,881 | 株主資本 | △2,519,386 |
| ソフトウェア | 27,958 | 資本金 | 1,959,676 |
| その他 | 55,922 | 資本剰余金 | 1,913,476 |
| 投資その他の資産 | 474,745 | 資本準備金 | 1,913,476 |
| 投資有価証券 | 6,447 | 利益剰余金 | △6,321,638 |
| 関係会社株式 | 10,000 | その他利益剰余金 | △6,321,638 |
| 破産更生債権等 | 11,864 | 繰越利益剰余金 | △6,321,638 |
| 敷金及び保証金 | 458,279 | 自己株式 | △70,902 |
| その他 | 19 | 評価・換算差額等 | 504 |
| 貸倒引当金 | △11,864 | その他有価証券評価差額金 | 504 |
| 資産合計 | 10,975,839 | 新株予約権 | 32,047 |
| | | 純資産合計 | △2,486,834 |
| | | 負債・純資産合計 | 10,975,839 |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2020年7月1日
至 2021年6月30日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 額 |
|-----------------------|--------|------------|
| 売 上 高 | | 34,615,567 |
| 売 上 原 価 | | 40,457,415 |
| 売 上 総 損 失 | | △5,841,847 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 1,051,098 |
| 営 業 損 失 | | △6,892,946 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 22 | |
| 受 取 配 当 金 | 6 | |
| 違 約 金 収 入 | 3,774 | |
| 助 成 金 収 入 | 1,532 | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 16,067 | |
| 関 係 会 社 受 取 手 数 料 | 9,010 | |
| そ の 他 | 642 | 31,056 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 11,176 | |
| 支 払 手 数 料 | 3,530 | |
| 株 式 交 付 費 | 43,782 | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 損 | 1,763 | |
| そ の 他 | 1,999 | 62,252 |
| 経 常 損 失 | | △6,924,142 |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 | | △6,924,142 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 27,921 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 15,334 | 43,255 |
| 当 期 純 損 失 | | △6,967,397 |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(自 2020年7月1日
至 2021年6月30日)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | 自己株式 | 株 主 資 本 計 |
|-----------------------------|-----------|-----------|-------------|---------------|-------------|-------------|------------|-----------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | 利 益 剰 余 金 | | 利 剰 余 益 金 計 | | |
| | | 資本準備金 | 資 剰 余 本 金 計 | そ の 他 剰 余 金 計 | 利 剰 余 益 金 計 | | | |
| 当 期 首 残 高 | 315,149 | 268,949 | 268,949 | 735,427 | 735,427 | △70,827 | 1,248,698 | |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | |
| 新 株 の 発 行 | 250,091 | 250,091 | 250,091 | | | | 500,182 | |
| 新株の発行(新株 予約権の行使) | 1,394,436 | 1,394,436 | 1,394,436 | | | | 2,788,872 | |
| 剰余金の配当 | | | | △89,667 | △89,667 | | △89,667 | |
| 当 期 純 損 失 | | | | △6,967,397 | △6,967,397 | | △6,967,397 | |
| 自己株式の取得 | | | | | | △75 | △75 | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | 1,644,527 | 1,644,527 | 1,644,527 | △7,057,065 | △7,057,065 | △75 | △3,768,085 | |
| 当 期 末 残 高 | 1,959,676 | 1,913,476 | 1,913,476 | △6,321,638 | △6,321,638 | △70,902 | △2,519,386 | |

| | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-----------------------------|-------------------------|-------------------|--------|------------|
| | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 計 | | |
| 当 期 首 残 高 | △1,889 | △1,889 | 13,011 | 1,259,820 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 新 株 の 発 行 | | | | 500,182 |
| 新株の発行(新株 予約権の行使) | | | | 2,788,872 |
| 剰余金の配当 | | | | △89,667 |
| 当 期 純 損 失 | | | | △6,967,397 |
| 自己株式の取得 | | | | △75 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | 2,394 | 2,394 | 19,035 | 21,429 |
| 当期変動額合計 | 2,394 | 2,394 | 19,035 | △3,746,655 |
| 当 期 末 残 高 | 504 | 504 | 32,047 | △2,486,834 |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

【継続企業の前提に関する注記】

当社は、過年度において営業キャッシュ・フローのマイナスが連続したことから継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。また、2020年12月中旬から2021年1月下旬にわたる日本卸電力取引所の電力取引価格の高騰により、当事業年度において重要な営業損失6,892,946千円、経常損失6,924,142千円、当期純損失6,967,397千円を計上しており、2,486,834千円の債務超過となっております。

当社は、当該状況を解消すべく、以下の対応を図ってまいります。

1. 事業収支の安定化

(1) 市場価格の変動リスクへの対応

当社は発電設備を持っておらず、供給電力の多くを日本卸電力取引所からの調達に依っており、市場価格の変動リスクにさらされております。今般の市場価格高騰を踏まえ、新たにリスク管理方針を立案し、エリア及び季節ごとに日本卸電力取引所からの調達と個別相対取引による調達の量を調整するなど市場価格変動リスクの低減を図ってまいります。

(2) 2021年1月の不足インバランス料金（以下、インバランス料金）の分割支払

2021年1月29日に経済産業省は一定の要件を満たす場合に、2021年1月のインバランス料金の支払を最大5か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とすると公表しております（その後、2021年3月19日に最大5分割を最大9分割にする旨追加公表）。当社は適用申請を行い、各一般送配電事業者からの許可を得て、2021年4月から9分割で支払っております。

2. 資金繰りの安定化

(1) 財務制限条項への対応

財務制限条項につきましては、金融機関から期限の利益喪失の権利行使をしないことについて承諾をいただいております。

(2) 資金調達

当社としてはメインバンクを中心に金融機関と密接な関係を維持し、継続的な支援が得られるものと考えております。また、2021年5月17日に発行した第三者割当による株式、行使価額修正条項付第9回新株予約権の行使により約20億円の資金調達を行っております。さらに、【重要な後発事象】に記載のとおり、2021年8月27日開催の取締役会にて第三者割当による株式、行使価額修正条項付第11回新株予約権及び無担保社債（私募債）の発行を決議しております。このほか、資金繰りの改善及び債務超過を解消するために、引き続き様々な資金調達を検討してまいります。

上記施策を推進し、事業収支の安定化と資金繰りの安定化に取り組みますが、これらの対応策は実施途上であり、また電力取引価格の変動リスクに依然として晒されている状況であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及びその附属明細書に反映しておりません。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

【重要な会計方針】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①関係会社株式

時価のないもの……………移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----------|-----|
| 建物 | 10年 |
| 車両運搬具 | 5～6 |
| 工具、器具及び備品 | 2～8 |

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税及び地方消費税は、発生事業年度の期間費用として処理しております。

【会計上の見積りに関する注記】

1. たな卸資産の評価

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
商品及び製品 427,497千円

(2) その他の情報

「連結計算書類 連結注記表 【会計上の見積りに関する注記】 1. たな卸資産の評価 (2) その他の情報」に記載した内容と同一であります。

【表示方法の変更に関する注記】

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用したことに伴い、【会計上の見積りに関する注記】に記載しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額 28,313千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
関係会社に対する短期金銭債権 1,305千円

【損益計算書に関する注記】

- 関係会社との取引高
営業取引以外の取引高 9,010千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の種類及び数

| 株式の種類 | 当事業年度期首 株式数(株) | 当事業年度増加 株式数(株) | 当事業年度減少 株式数(株) | 当事業年度末 株式数(株) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式 | 24,960 | 21 | － | 24,981 |
| 合計 | 24,960 | 21 | － | 24,981 |

(注) 自己株式の増加は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 21株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|-----------------------|------------|
| 繰延税金資産 | |
| 減価償却超過額 | 1,407千円 |
| 未払事業税 | 91 |
| 貸倒引当金 | 4,836 |
| 未払社会保険料 | 2,375 |
| 繰越欠損金 | 2,115,628 |
| その他 | 22,300 |
| 繰延税金資産小計 | 2,146,639 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △2,146,639 |
| 評価性引当額小計 | △2,146,639 |
| 繰延税金資産合計 | — |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △221 |
| 繰延税金負債合計 | △221 |
| 繰延税金負債の純額 | △221 |

【関連当事者との取引に関する注記】

役員及び個人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 議決権所有 (被所有) 割合 (%) | 関連当事者 との関係 | 取引内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|----|----------------|----------------------------|---------------|-------------|--------------|----|--------------|
| 役員 | 時津 孝康 | 所有 13.92 直接 18.11 間接 | 当社代表 取締役 | 第三者 割当増資 | 100,068 | — | — |

(注) 1. 取引高には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

第三者割当増資については、2021年4月30日開催の当社取締役会において決議されたものであり、当社が行った増資(74,400株)を当社代表取締役時津孝康が1株1,345円で引き受けたものであります。なお、1株当たりの発行価額は上記取締役会決議日の直前取引日(2021年4月28日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値であります。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額 △325円01銭

1株当たり当期純損失 △1,107円25銭

【重要な後発事象に関する注記】

〔連結計算書類 連結注記表 【重要な後発事象に関する注記】〕に記載した内容と同一であります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年9月3日

株式会社ホープ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 家元清文 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高尾圭輔 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ホープの2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ホープ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、2020年12月中旬から2021年1月下旬にわたる日本卸電力取引所の電力取引価格の高騰により、会社は当連結会計年度において重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、債務超過となっており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に関する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年9月3日

株式会社ホープ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 家元清文 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高尾圭輔 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ホープの2020年7月1日から2021年6月30日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、2020年12月中旬から2021年1月下旬にわたる日本卸電力取引所の電力取引価格の高騰により、会社は当事業年度において重要な営業損失、経常損失、当期純損失を計上し、債務超過となっており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に関する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 当社においては、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在し、その解消が喫緊の課題になっております。その課題解消を図るため各種施策を行っている最中であり、引続き会社によるこれらの取り組みについて監視を行ってまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人・有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人・有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年9月3日

株式会社ホープ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 松 山 孝 明 ㊟

監査役（社外監査役） 河 上 康 洋 ㊟

監査役（社外監査役） 徳 臣 啓 至 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の財務状況当社の財務状況改善のため、喫緊の課題となっている資金調達の一環として本年4月30日に発表いたしました第三者割当による行使価額修正条項付第9回新株予約権の発行及びその行使が進められておりますが、将来のさらなる資本充実化を積極的に図り財務基盤を強化していくことが、会社の存続、株主価値の改善・向上、ひいてはステークホルダーの皆様の利益に資するものと考え、現行定款第6条（発行可能株式総数）の発行可能株式総数を拡大するものであります。

なお、当社の2021年6月30日時点での発行済株式総数は7,775,100株となっておりますが、上記新株予約権の行使により、7月以降発行済株式総数が増加しております。2021年8月11日時点での発行済株式総数は8,385,100株となっており、これは下記変更案における変更後の発行可能株式総数の30%超に相当するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>18,848,000株</u> とする。 | (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>27,950,000株</u> とする |

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役5名の内3名（取締役時津孝康氏、森新平氏、大島研介氏）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役4名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数（株） |
|-------|--|--|---------------|
| 1 | ときつ たかやす 時津孝康 (1981年1月22日生) | 2005年2月 ㈱ホープ・キャピタル（現当社）代表取締役社長 2017年6月 当社代表取締役社長兼CEO（現任） | 1,340,000 |
| 2 | もり しんぺい 森新平 (1983年4月30日生) | 2008年4月 当社入社 2011年11月 当社取締役 2013年5月 当社セールスプロモーション部長 2014年10月 当社メディアクリエーション部長 2016年7月 当社人事部長兼経営企画部長 2017年6月 当社取締役COO（メディア事業担当）（現任） | 119,000 |
| 3 | おおしま けんすけ 大島研介 (1981年11月25日生) | 2011年10月 当社入社 2013年5月 当社管理（現 経営管理）部長 2013年12月 当社取締役 2017年6月 当社取締役CFO（管理部門担当）（現任） | 8,700 |
| 4 | ※ ひらた えり 平田えり (1985年12月29日生) | 2012年12月 弁護士登録、弁護士法人北浜法律事務所入所 2019年1月 弁護士法人西村あさひ法律事務所入所（現任） (重要な兼職の状況) 弁護士法人西村あさひ法律事務所 | — |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 平田えり氏は、社外取締役候補者であります。
4. 平田えり氏を社外取締役候補者とした理由は、当社は今後、事業の多角化に伴いグループ全体としてのコーポレート・ガバナンスの強化が求められます。平田えり氏には、弁護士としての法律知識・経験に裏打ちされた高い専門性にもとづき、コーポレート・ガバナンス強化への貢献や重要事項の決定、経営全般に対する的確な助言について期待しており、ひいては多様性の推進をはじめとする将来的な経営基盤強化に貢献いただけるものと考えているからであります。
5. 当社は、平田えり氏の選任をご承認いただいた場合には、同氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険

契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。)等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役を選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第3号議案 吸収分割契約承認の件

当社は、2021年12月1日（予定）を効力発生日として、当社が営む電力小売事業を、当社の100%子会社である株式会社ホープエナジー（以下「承継会社」といいます。）に対し承継させる吸収分割を行うこととし、2021年8月11日付で、承継会社との間で吸収分割契約を締結いたしました。

本議案は、以下の理由・目的により、吸収分割契約につき、ご承認をお願いするものであります。

1. 吸収分割を行う理由

当社は、2018年3月に小売電気事業の許認可（登録）を取得して電力小売事業に参入を果たし、今日に至っております。本件事業は当社の成長ドライバーとして飛躍的に規模が拡大し、2020年6月期における売上高（事業セグメントはエネルギー事業）は全体の85%を占めるに至りました。しかしながら、その後の2020年12月中旬から2021年1月下旬にわたる日本卸電力取引所における取引価格の異常な高騰に直面し、本件事業における電力仕入価格に著しい影響を受けました。これにより、2021年6月期の連結業績は、売上高34,615百万円（うちエネルギー事業32,663百万円）、営業損失6,895百万円（うちエネルギー事業のセグメント損失6,924百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失6,978百万円となり、期末連結純資産額は△2,498百万円と大幅な債務超過に陥りました。これを踏まえ、現在および未来において取りうる資金調達手段を実施し、債務超過解消を目指すのにあわせて、安定的な事業運営を前提に経営体制を再構築する必要があると考えております。

したがって今後、持続的成長を目指し、中長期的に企業価値を向上させていくためには、機動的かつ柔軟なグループ経営管理体制に移行することが望ましい、という結論に至りました。本件事業は当社が営む事業において質的にも量的にも重要かつ専門的であることから、ホープエナジーで専心して運営していくことが適切であると判断し、本会社分割の実施を決定いたしました。

なお、現時点で持株会社体制への移行を方針決定しているものではありませんが、グループ全体としての企業価値を高めていくため、スピードや競争力の強化、合理的な経営管理体制、財務体制の構築のためのグループ内の各事業の組織再編等や新たな分野への挑戦を踏まえた適切なグループ経営資源の配分は本件事業に留まらず、行ってまいる所存です。

2. 吸収分割契約の内容の概要

承継会社と締結した吸収分割契約の内容は次のとおりであります。

吸収分割契約書（写）

株式会社ホープ（以下、「分割会社」という。）と株式会社ホープエナジー（以下、「承継会社」という。）は、分割会社が営む電力小売事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する権利・義務の全部を承継会社が承継する吸収分割（以下、「本件分割」という。）につき、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

分割会社及び承継会社は、分割会社の営む本件事業に関して有する権利義務の全部を吸収分割により乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（分割当事者の商号及び住所）

分割会社及び承継会社の商号及び住所は以下の通りである。

(1) 分割会社

商号：株式会社ホープ

住所：福岡県福岡市中央区薬院一丁目14番5号MG薬院ビル

(2) 承継会社

商号：株式会社ホープエナジー

住所：福岡県福岡市中央区薬院一丁目14番5号MG薬院ビル

第3条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2021年12月1日とする。ただし、分割会社及び承継会社は、本件分割の手續進行上の必要性その他の理由により、別途協議の上、これを変更することができる。

第4条（本件分割に際し交付される対価）

承継会社は、本件分割に際し、分割会社に対し、分割により承継する権利義務の対価を交付しない。

第5条（本件分割により変動する承継会社の資本金等）

本件分割により変動する承継会社の資本金及び資本準備金の額は、次の通りとする。

- | | |
|-----------|----|
| (1) 資本金 | 0円 |
| (2) 資本準備金 | 0円 |
| (3) 利益準備金 | 0円 |

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第6条（競業禁止義務）

分割会社は、承継会社に対して、効力発生日以降も本件事業について一切の競業禁止義務を負わないものとする。

第7条（本件分割により承継する権利義務に関する事項）

1. 承継会社が本件分割により分割会社から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、別紙の「承継権利義務明細表」のとおりとする。
2. 本件分割により、分割会社から承継会社に対する債務および義務の承継は、すべて重畳的債務引受の方法による。ただし、当該承継する債務および義務について、分割会社が履行その他の負担をしたときは、分割会社は承継会社に対し、その負担の全部を求償することができる。

第8条（株主総会の決議）

1. 分割会社は、効力発生日の前日までに、株主総会において本契約の承認その他本件分割に必要な事項に関する決議を得るほか、関連法令により必要となる手続を履践する。
2. 承継会社は、分割会社の完全子会社であることから、会社法第784条第1項の規定により、本契約につき同法第783条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本件分割を行う。

第9条（本契約の変更及び解除）

本契約締結後、効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により、本件事業に関して重大な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割の目的の達成が著しく困難となった場合には、分割会社及び承継会社で協議の上、本件分割の条件その他の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、分割会社又は承継会社において、本件分割の実行のために必要な本契約の承認又は本件分割に関して法令上必要とされる関係官庁等の許可、承認等が得られなかった場合には、その効力を失うものとする。

第11条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、分割会社及び承継会社で双方誠実に協議の上、決定するものとする。

本契約の成立を証するために、本書を2通作成し、両当事者記名押印のうえ、各1通を保有する。

2021年8月11日

分割会社：
福岡県福岡市中央区薬院一丁目14番5号
MG薬院ビル
株式会社ホープ
代表取締役社長兼CEO 時津孝康

承継会社：
福岡県福岡市中央区薬院一丁目14番5号
MG薬院ビル
株式会社ホープエナジー
代表取締役社長 時津孝康

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

別紙

承継権利義務明細表

承継会社は、本件分割により、本件分割の効力発生日前日の終了時における分割会社の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を分割会社から承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2021年6月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

本件事業に属する流動資産、固定資産。

2. 承継する負債

本件事業に属する流動負債、固定負債。

3. 承継する雇用契約

本件事業に主として従事する分割会社の従業員（正社員、契約社員、パートタイマー、アルバイトのほか、内定者（本件事業に主として従事することが予定されている者）を含む。）との雇用契約及びこれに付随する一切の権利義務は、本件分割によって、承継会社に承継されないものとする。

なお、分割会社は、本件分割の効力発生日において本件事業に主として従事する分割会社の従業員を、分割会社に在籍させたまま承継会社に出向させ、以降、承継会社において本件事業に従事させるものとする。

4. 承継するその他の権利義務等

(1) 知的財産

本件事業に属する甲の特許、実用新案、商標、意匠、著作に関する権利を含む一切の知的財産

(2) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、分割会社が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以上

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

当社は承継会社の発行済株式の全部を所有していることから、承継会社は承継対象権利義務の対価の交付は行いません。

(2) 承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

貸借対照表 (2021年6月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|---------|-----|-----------|---------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 資産の部 | 3 | 負債の部 | 1,556 |
| 流動資産 | 3 | 流動負債 | 1,556 |
| 固定資産 | — | 固定負債 | — |
| | | 純資産の部 | △1,553 |
| | | 株主資本 | △1,553 |
| | | 資本金 | 10,000 |
| | | 利益剰余金 | △11,553 |
| | | その他利益剰余金 | △11,553 |
| | | (うち当期純損失) | △11,553 |
| 資 産 合 計 | 3 | 負債純資産合計 | 3 |

(3) 承継会社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象該当ありません。

(4) 当社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象該当ありません。

以上

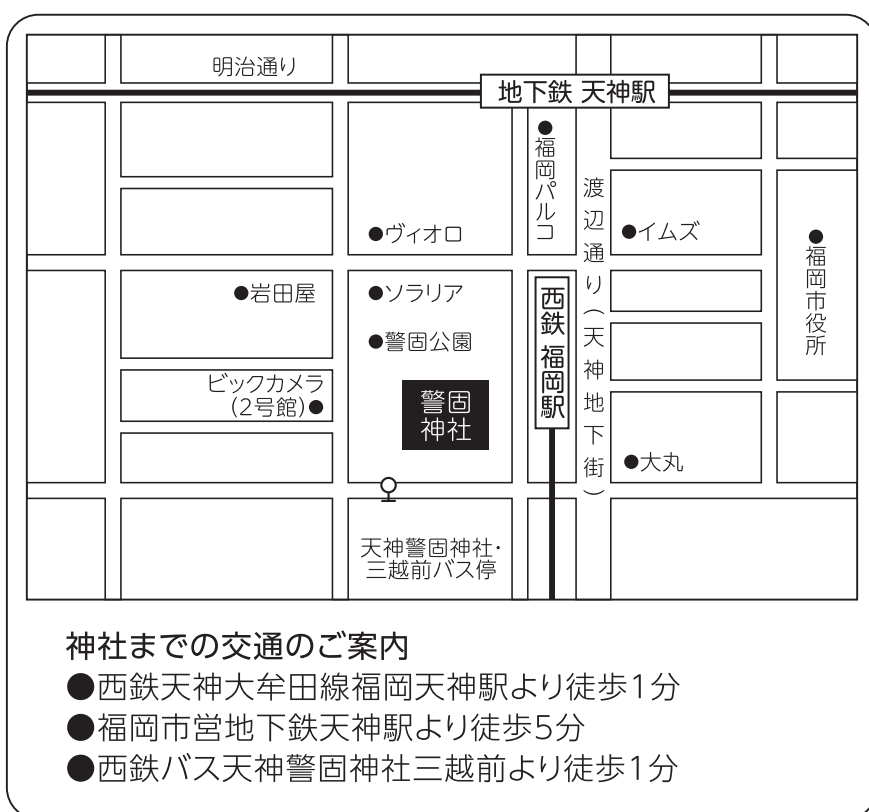
定時株主総会会場ご案内図

住 所 福岡県福岡市中央区天神2丁目 2-20

会場名 警固神社 神徳殿

1階 貴徳・東遊

電 話 (092) 771-8551



〈注意事項〉
株主総会にご出席の株主様へのお土産はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。